

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年8月1日(2013.8.1)

【公表番号】特表2012-530130(P2012-530130A)

【公表日】平成24年11月29日(2012.11.29)

【年通号数】公開・登録公報2012-050

【出願番号】特願2012-515626(P2012-515626)

【国際特許分類】

A 6 1 K	38/00	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/00	(2006.01)
A 6 1 P	7/04	(2006.01)
A 6 1 P	31/14	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 P	41/00	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	37/02	
A 6 1 P	43/00	1 1 1
A 6 1 P	7/00	
A 6 1 P	7/04	
A 6 1 P	31/14	
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 P	41/00	

【手続補正書】

【提出日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血小板のレベルをその必要性のある対象において上昇させること、および血小板減少症を前記対象において処置または防止することにおいて使用するための、配列番号1に示されるアミノ酸配列のペプチドまたはそのアナログ。

【請求項2】

血小板減少症は、20000/ $\mu$ L未満の血小板数によって特徴づけられる、請求項1に記載のペプチド。

【請求項3】

10000/ $\mu$ L未満の血小板数によって特徴づけられる重篤な血小板減少症の処置のためのものである、請求項1に記載のペプチド。

【請求項4】

前記対象は、臨床的に著しい出血に苦しむ、請求項1に記載のペプチド。

【請求項5】

前記対象が血小板減少症を患い、前記ペプチドの投与が外科的手順の24時間以内に開始される、請求項1に記載のペプチド。

【請求項6】

血小板減少症は、増大した血小板破壊に関連する血小板減少症、増大した血小板捕獲に関連する血小板減少症、血小板希釈に関連する血小板減少症、および損なわれた血小板産生に関連する血小板減少症からなる群から選択されるか、または前記血小板減少症は、増大した免疫学的な血小板破壊に関連するか、または前記血小板減少症は、特発性血小板減少性紫斑病および自己免疫性血小板減少症からなる群から選択されるか、または前記血小板減少症はC型肝炎ウイルス関連肝硬変に関連するか、または前記血小板減少症は、損なわれた血小板産生に関連し、先天性巨核球減少性血小板減少症および橈骨欠損を伴う血小板減少症からなる群から選択される、請求項1に記載のペプチド。

【請求項7】

血小板減少症は骨髄欠乏または骨髄抑制に関連しない、請求項1に記載のペプチド。

【請求項8】

前記対象は、放射線または化学療法にさらされることに関連する血小板低下に苦しむ、請求項1に記載のペプチド。

【請求項9】

前記ペプチドは、血小板産生を刺激する少なくとも1つのサイトカインとの併用で前記対象に投与される、請求項1に記載のペプチド。

【請求項10】

前記ペプチドは、トロンボポエチンまたはトロンボポエチニアゴニストとの併用で投与される、請求項9に記載のペプチド。

【請求項11】

前記ペプチドは、血小板産生を刺激する少なくとも1つのサイトカインをさらに含む医薬組成物の形態で対象に投与される、請求項1に記載のペプチド。

【請求項12】

前記ペプチドは、血小板減少症またはその危険性のために他の場合には前記対象に投与されないであろうさらなる薬物または物質と同時投与される、請求項1に記載のペプチド。

【請求項13】

出血を対象において抑えるためのものである、請求項1に記載のペプチド。

【請求項14】

活性成分として、配列番号1に示されるアミノ酸配列のペプチドまたはそのアナログの効果的な量と、血小板産生を刺激する少なくとも1つのサイトカインの効果的な量とを含む医薬組成物。

【請求項15】

サイトカインがトロンボポエチンまたはトロンボポエチニアゴニストである、請求項14に記載の医薬組成物。